

1 子ども・子育て支援納付金制度の概要

教育福祉委員会
保険医療課資料
令和8年3月17日

子ども・子育て支援法等の一部改正による地方税法の改正

地方税法の一部改正により、子ども・子育て支援納付金課税額の規定を整備

※別添1「子ども・子育て支援金制度について」及び別添2「地方税法（抜粋）」を参照

子ども・子育て支援納付金課税額の徴収等について

市町村が国民健康保険税を徴収して充てる国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加する等の規定を整備

⇒地方税法第703条の4第1項第1号、第2項第4号、第28項～第30項、第37項関係

子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額について

子ども・子育て支援納付金課税額について、

- 世帯の総所得金額などの合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合（7・5・2割軽減）
- 被保険者が出産する予定の場合若しくは出産した場合（産前産後免除制度）
- 18歳未満被保険者（均等割額の減額）

の各場合に国保税を減額する規定を整備

⇒地方税法第703条の5第1項、第3項、第4項関係

2 被保険者1人当たり約10,600円増額となる算定根拠

令和8年度国民健康保険税の調定見込額について

県への事業費納付金に充てる保険税必要額を賦課区分ごとに試算

区分		令和8年度	令和7年度	昨年比
保険税調定見込額	医療分	716,437,094円	668,841,184円	47,595,910円
	後期分	258,636,940円	253,485,727円	5,151,213円
	介護分	90,811,452円	90,532,057円	279,395円
	子ども分	31,703,582円	0円	31,703,582円
合計		1,097,589,068円	1,012,858,968円	84,730,100円
被保険者数		7,371人	7,325人	46人
1人あたり保険税		148,906円	138,274円	10,632円

改正前後の税総額

3 子ども・子育て支援納付金課税額の課税方法

令和8年度国民健康保険税の保険税率

各賦課区分における算定税率について

	区分	標準保険税率	令和8年度	令和7年度	昨年比
医療分	所得割	7.97%	7.67%	7.37%	+0.30%
	均等割	34,067円	32,000円	29,300円	+2,700円
	平等割	21,869円	20,000円	19,000円	+1,000円
後期分	所得割	2.79%	2.72%	2.72%	0%
	均等割	11,864円	11,400円	11,400円	0円
	平等割	7,616円	7,400円	7,400円	0円
介護分	所得割	2.34%	2.21%	2.21%	0%
	均等割	11,753円	11,900円	11,900円	0円
	平等割	5,820円	5,900円	5,900円	0円
子ども分	所得割	0.29%	0.29%	0.00%	+0.29%
	均等割	1,223円	1,200円	0円	+1,200円
	平等割	791円	700円	0円	+700円
	18歳以上均等割	83円	100円	0円	+100円

4 制度導入による国民健康保険税への影響

保険税率改正の影響について

各モデルとなる世帯で年税額の影響を試算（給与所得者等は1人と仮定）

モデルケース①（1人世帯）	
本人（70歳） 年金収入153万円	
世帯合計所得	430,000円
適用減免	7割軽減
R7年税額	20,000円
R8年税額	21,700円
増加額	1,700円

モデルケース②（2人世帯）	
本人（70歳）、妻（70歳） 年金収入210万円	
世帯合計所得	1,000,000円
適用減免	5割軽減
R7年税額	111,400円
R8年税額	119,300円
増加額	7,900円

モデルケース③（2人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳） 営業所得215万円※経費控除後	
世帯合計所得	2,150,000円
適用減免	減免なし
R7年税額	281,200円
R8年税額	300,300円
増加額	19,100円

モデルケース④（3人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳）、子（10歳） 営業所得400万円※経費控除後	
世帯合計所得	4,000,000円
適用減免	減免なし
R7年税額	508,700円
R8年税額	540,800円
増加額	32,100円